

川崎市多摩区合唱連盟規約(案)

- 第1条(名称) 本連盟は川崎市多摩区合唱連盟と称する。
- 第2条(所在地) 川崎市多摩区柞形6丁目10番5号 小川聖子宅とする。
- 第3条(設立日) 本連盟の設立日を平成17年3月9日とする。
- 第4条(構成) 本連盟は、連盟規約の趣旨に賛同し、主に川崎市多摩区内で活動する合唱団、賛助会員及び個人をもって構成する。
- 第5条(目的) 本連盟の目的は次のとおりとする。
1. 合唱音楽の普及をはかり、地域の文化の向上に努める。
 2. 加盟団体の育成、相互の連絡ならびに親睦をはかる。
- 第6条(事業) 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 合唱に関する演奏会の開催
 2. 合唱の技量向上のための研究や講習会の開催
 3. その他、本連盟の目的に適う事業
- 第7条(役員) 本連盟に次の役員を置き、総会で選任する。
- | | |
|------|------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 理事 | 若干団体 |
- 理事団体は、原則として次の業務を分担し、連盟の運営に協力する。
- 会計・書記・庶務・広報・監査
- 第8条(任務) 役員及び事務局の任務は次のとおりとする。
1. 理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。
 2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
 3. 事務局長は本連盟の事務を統処理する。
 4. 会計は本連盟の経理事務を行い、決算書を作成して総会に提出する。
 5. 書記は会議の議事録、および本連盟の記録を作成・保管する。
 6. 庶務は本連盟の運営・会議等に必要な業務を行う。
 7. 広報は本連盟の内外の広報を担当する。
 8. 監査は本連盟の会計を監査し、総会で報告を行う。
- 第9条(任期) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第10条(顧問) 本連盟に顧問をおくことができる。
- 第11条(会議) 本連盟の会議は、役員による理事会、及び役員と各合唱団代表1名で構成する総会とし、いずれも理事長が招集する。
- 第12条(理事会) 定例理事会は年2回開催する。
- 必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 第13条(総会) 総会は本連盟の最高決議機関で、役員選出・規約の改廃・事業計画・予算決算等について審議決定する。
- 定例総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会で必要と認めた場合に開催する。
- 総会は加盟合唱団の過半数の出席で成立し、決議は出席者の過半数の賛成を要する。
- 第14条(会計) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 本連盟の会計は会費・寄付金・補助金その他の収入によって賄う。
- 第15条(細則) 本連盟の会費額、運営、功績の有った方について等に関する細則は理事会で決める。
- 第16条(付則) この規約は平成17年3月9日より施行する。

- 規約の改定
- 平成18年4月12日総会で第2条に「賛助会員」を追加。
- 平成27年4月8日総会で第2条に「所在地」第3条に「設立日」を追加。
- 従って旧2条から以下条文は2条ずつ繰り下げる。
- 平成31年4月10日総会にて「功績のあった方」を追加。
- 令和5年4月25日総会で第2条(所在地)を変更。